

## 該当する資格要件

該当するものいずれか1つの記号を表面□に記入し、指定された証明書を添付する。

<p><b>ア 大学院等在学経験者</b>：宅造告示1号、都計告示38第1号該当          大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者  <b>必要な添付書類</b>：①在学期間を証明する書類（必要な場合において履修科目証明書を追加）、          ②実務経験証明書（第3号様式）</p>
<p><b>イ 大学卒業</b>者：宅造令第17条第1号、都計規則第19条第1号イ該当          大学（短大を除く。）又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者  <b>必要な添付書類</b>：①卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）、②実務経験証明書（第3号様式）</p>
<p><b>ウ 3年課程の短期大学卒業</b>者：宅造令第17条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当          短大で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者  <b>必要な添付書類</b>：①卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）、②実務経験証明書（第3号様式）</p>
<p><b>エ 短期大学、高等専門学校卒業</b>者：宅造令第17条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当          前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者  <b>必要な添付書類</b>：①卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）、②実務経験証明書（第3号様式）</p>
<p><b>オ 高等学校卒業</b>者：宅造令第17条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当          高等学校又は旧中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者  <b>必要な添付書類</b>：①卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加）、②実務経験証明書（第3号様式）</p>
<p><b>カ 認定講習会修了</b>者：宅造告示4号、都計告示38第2号該当          土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を有する十年以上の都市計画、造園に関して実務の経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者（認定講習会は都市計画法及び宅造法で規定する【宅地造成技術講習】のことです）  <b>必要な添付書類</b>：①講習会修了証の写し、②実務経験証明書（第3号様式）</p>
<p><b>キ 技術士</b>：宅造告示第2号、都計規則第19条第1号ホ（都計告示39）該当          技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後、宅地開発に関する技術に関し二年以上の実務経験を有する者  <b>必要な添付書類</b>：①技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書、          ②実務経験証明書（第3号様式技術部門を建設部門とする場合は、不要）</p>
<p><b>ク 一級建築士</b>：宅造告示第3号該当          建築士法による一級建築士の資格を有する者  <b>必要な添付書類</b>：①一級建築士免許証の写し</p>
<p><b>ケ 二級建築士</b>          建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者  <b>必要な添付書類</b>：①二級建築士免許証の写し、②実務経験証明書（第3号様式）又は実務経験履歴書</p>
<p><b>コ 1級施工管理技士(土木・建築・造園)</b>          建設業法による土木・建築・造園に関する1級施工管理技士の資格を有する者  <b>必要な添付書類</b>：①1級施工管理技士合格証の写し</p>
<p><b>サ 2級施工管理技士(土木・建築・造園)</b>          建設業法による土木・建築・造園に関する2級施工管理技士の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者  <b>必要な添付書類</b>：①2級施工管理技士合格証の写し、②実務経験証明書（第3号様式）又は実務経験履歴書</p>

注) この面で「宅造令」とあるのは、「宅地造成法施行令」を、「宅造告示」とあるのは「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示38」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を、「都計告示39」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第39号」を表す。